

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成27年4月22日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | デジタル表示盤製作及び設置業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13-27-0001 |
| (3) 物品・委託役務内容 | デジタル表示盤の製作及び設置 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成27年7月31日まで |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 東広島市役所 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 契約種別 | 総価契約 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ 法令等による登録等	問わないものとする。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※営業所とは法人市(町)民税の申告のある営業所に限る。 ※本店とは登記されている本店とする(以下同じ)。 ※個人事業者の場合は、営業活動の本拠を置いている場所。	東広島市内に本店又は支店(営業所を含む。)を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (1) 使用契約約款 : 業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの) (東広島市ホームページ掲載のもの)

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成27年4月22日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成27年4月22日～ 平成27年5月15日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成27年4月22日～ 平成27年5月8日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 総務部 総務課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館3階） 電話番号 082-420-0907 ファックス番号 082-420-0415 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成27年5月12日～ 平成27年5月15日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成27年5月14日～ 平成27年5月15日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市 総務部 契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。
カ 開札日時	平成27年5月18日 午前9時45分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出は求めない。

5 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

デジタル表示盤製作及び設置業務仕様書

2015年（平成27年度）

東広島市

デジタル表示盤製作及び設置業務仕様書

(総則)

- 1 この仕様書は、東広島市（以下「本市」という。）が発注するデジタル情報表示盤（以下「表示盤」という。）の製作及び設置業務に適用する。
- 2 表示盤の製作及び設置は、この仕様書及び契約締結後において発注者の承認を受けた書類等に定めるもののほか、電気通信事業法及び建設業法その他関係法規等を遵守すること。
- 3 受注者は、本仕様書を十分理解のうえ契約するものとし、疑義が生じたときには、本市と協議し、指示又は承認を受けること。
- 4 受注者は、詳細について本市担当者と打ち合わせ、契約を締結した日から14日を経過する日までに表示盤の製作及び設置に係る業務実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、承認を得ること。
- 5 受注者は、詳細について本市担当者と打ち合わせし、契約を締結した日から30日を経過する日までに表示盤の製作及び設置に係る図面、構造上の安全性確認資料、その他書類等（以下「図面等」という。）を作成し、承認を得た後に作業に着手すること。
- 6 受注者は、計画書及び図面等に変更の必要が生じたときは、速やかに本市にその旨を報告し、指示又は承認を受けなければならない。

(図面、書類等の貸与)

- 1 本市は、表示盤の設置に必要な図面、書類等を受注者に無償で貸し出すこととする。
- 2 受注者は、貸与された図面、書類等がなくなつた場合には、直ちに返戻しなければならない。
- 3 受注者は、貸与された図面、書類等を丁寧に扱い紛失または損傷してはならない。万一、紛失または損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。

(納入期限)

平成27年7月31日（金）

(設置場所)

東広島市庁舎屋外デッキ西側

(システム概要)

- 1 本システムは、フルカラーLEDパネルを使用した省電力型のLED式案内表示システムとする。表示盤用途として、メッセージ表示やイラスト表示の機能を有するもの。

(機器構成)

1 本 LED 式案内表示システムは、下記の主要機器により構成する。

- (1) 表示盤本体 一式
- (2) 表示コントローラ 一式
- (3) 通信制御装置 一式
- (4) 編集装置 一式

(機器仕様)

1 表示盤本体

- (1) 外形寸法 900mm (H) × 5700mm (W) の寸法は確保すること。
 - (2) 筐体 色、デザインは、別途協議
 - (3) 構造 防雨屋外構造
 - (4) 表示素子 フルカラーLEDパネル 32×224ドット以上
 - (5) 最少混色距離 10m以上
 - (6) 表示文字 1文字あたり、最大32ドット以上、最小16ドット以下で、表示面寸法内で自由に文字の大きさ等を変更可能であること。一度に表示可能な文字数は、最大の文字サイズで7文字以上、最小の文字サイズで28文字以上であること。
 - (7) 表示面寸法 800mm (H) × 5600mm (W) の寸法は確保すること。
 - (8) LEDパネル特性
 - ア 視認距離 160m以上
 - イ 視認角度 左右±75° 上30° 下45° 以上
 - ウ 素子仕様 超高輝度広角発光ダイオード
 - エ 素子ピッチ 25mm以下
 - オ 発光色 1, 024階調フルカラー以上
 - カ LEDの色 1ドットあたり 赤:1 緑:1 青:1
 - キ LEDの輝度 5200cd/m²以上
 - (9) グラフィック機能
 - ア カラー表示で文字・背景色が指定可能なもの。
 - イ 表現の種類として、様々な用途に使用できるもの。
 - (10) 保守交換単位 400mm×400mm以内のLEDパネル毎
- 2 表示コントローラ
- (1) 外形寸法 600mm (H) × 750mm (W) × 320mm (D) 以内
 - (2) 設置方式 屋内壁掛型
 - (3) 輝度切替 昼/夜 それぞれ7段階以上

3 通信制御装置

- (1) 外形寸法 500mm (H) × 500mm (W) × 240mm (D) 以内
- (2) 設置方式 屋内壁掛型

4 編集装置

- (1) デスクトップ型PC又はノート型PCで、次の要件を満たすこと。
 - ア 5年間の保守が可能であること。
 - イ 保守期間内のデータ保存が可能な記憶容量を有すること。
 - ウ バックアップ用の外部記憶装置を有し、バックアップが可能であること。又、故障等の発生からバックアップデータにより、翌日までには復旧が可能であること。
 - エ 国内メーカー製であること（国内法人があれば、国内メーカーとみなす）。但し、組み立てパソコン、ショップブランドパソコン不可。
- (2) 操作方法 キーボード、マウスを使用する。
- (3) 編集ソフト

(システム構築)

1 上記の機器構成によるシステムを構築すること。

- (1) 編集装置は初期設定を行い、使用可能な状態として納品すること。
- (2) 編集ソフトの操作方法について、マニュアルを作成するとともに研修を行うこと。
- (3) 編集ソフトの機能については、次の要件を満たすものであること。
 - ア 文章、イラスト等の作成・編集が可能であること。
 - イ イラスト等については、画像からの取り込みが可能であること。
 - ウ 表示プログラムの作成・編集が可能であり、演出効果として、次のものが可能であること。
 - (ア) カットイン・アウト（全体切替）
 - (イ) 上下左右スクロール
 - (ウ) 上下左右スライドイン・アウト
 - (エ) 通常点滅・反転点滅
 - (オ) ワイプイン・アウト（湧き上り）
 - (カ) スノー（降り積もり）
 - (キ) 停止
 - (ク) その他、多様な表示方法が可能であること。
 - エ 上記の操作が容易に行えるものであること。
- (4) スケジュール管理
 - ア 期間指定、時間指定等のスケジュールに沿って表示が可能であること。
 - イ スケジュールに緊急に割り込む緊急表示が可能であること。
 - ウ 電源をタイマーで運用できること。

2 受注者は、システム構築にあたって、表示盤の取付け及び電源供給、通信制御のための配線作業を行うものとする。

- (1) 電源は、既設の分電盤より分岐すること。
- (2) 容量計算を行い、必要であれば遮断器（ELCB）を設置又は取り替えること。
- (3) 既設の防火区画処理については、適切に施工すること。
- (4) 受注者は、作業の安全を図るとともに、市庁舎利用者に利用の妨げ又は損害を与えることのないよう細心の注意を払って作業を行うこと。
- (5) 受注者は、必要に応じて、交通指導員等の人員を配置し、市庁舎利用者の安全を確保すること。
- (6) 既設設備に対して支障がないようにすること。又、将来にわたる維持管理に支障がないようにすること。
- (7) 受注者は、表示盤の製作及び設置に関しての構造上の安全性について当事者として責を負うこと。
- (8) 受注者の責任に帰すべき理由で市庁舎利用者、施設及び物品等に損害を与えた場合は、受注者の負担により補償を行うこと。

(保証期間等)

- 1 本業務に係る保証期間は1年間とする。ただし、保証期間経過後においても、受注者の故意又は重大な過失（製造不良、設計不良、取付不良等）によって生じた故障等については、受注者の負担において修理又は交換等の必要な補償を行うこと。

(問い合わせ)

東広島市 総務部 総務課

電話：082-420-0907

FAX：082-420-0415

E-mail：hgh200907@city.higashihiroshima.lg.jp